

## 令和3年7月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和3年7月6日（火）午前9時30分より、臼杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が7月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員    2番 藤嶋 祐美 委員    3番 二村 啓二 委員    4番 城野 幸司 委員    5番 疋田 忠公 委員  
6番 野上 政憲 委員    7番 佐藤 幸子 委員    8番 竹尾 奈美 委員    9番 柳井 博之 委員    11番 中野 定重 委員

### 欠席委員

10番 後藤 博幸 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長    古賀 慎一 次長    首藤 英二 主幹

### 農林振興課職員

山本 貴雅 副主幹

### 付議議案

- 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第30号 非農地証明願いについて
- 議案第31号 議決の抹消について
- 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第33号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

議案第 34 号 農業振興地域整備計画の変更について

局 長 これより議案審議をよろしくお願い致します。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第 7 条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。

議 長 それでは、本総会の議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数 12 名中、本日は議席番号 10 番 後藤 博幸委員が欠席となっており、出席委員は 11 名となります。  
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号 5 番 疋田 忠公委員と、議席番号 8 番 竹尾 奈美委員に議事録署名をお願い致します。  
ただいまから議案審議に入ります。  
議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議についてですが、私に関係者でありますので、副会長へ議長をお願いしたいと思えます。一旦、退席致します。

－小橋会長 退席－

議 長        それでは議案審議に入ります。

(副会長)    議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長        議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 3 年 7 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

2 ページとなります。

番号 1、畑 2,520 m<sup>2</sup> を、耕地拡張のため使用貸借権を設定するものです。

番号 2、田 416 m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計 773 m<sup>2</sup> を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上 3 条申請 2 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

6 月 24 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の 3 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議 長        それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

(副会長)

後藤聖 私、後藤より、6月24日に実施しました議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリス  
委 員 トと併せて報告します。

番号1の申請地は、使用貸借権を設定するものです。

申請地は1筆の畑で、草刈り等により管理されています。今後はニンニク等露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地はそれぞれ1筆の田および畑で、トラクター等により管理されています。今後は里芋や米などの作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きます。推進委員さんより報告をお願い致します。第22地区の三島推進委員さん。  
(副会長)

三 島 第22地区、推進委員の三島です。

推進委員 番号1の申請地は、使用貸借権を設定するものです。今後も露地野菜の作付けを行うとのことです。特に問題はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。  
(副会長)

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。  
(副会長) す。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決  
(副会長) 定致しました。

それでは、小橋委員に着席するようお願いいたします。

－小橋会長 着席－

副会長 ここからは会長に議長をお願い致します。

議 長 議事を再開致します。  
議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページをお開きください。  
議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権  
を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。  
令和 3 年 7 月 6 日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号 1、田 84 m<sup>2</sup> 外 5 筆 合計 851 m<sup>2</sup> は、所有権の移転を行い、太陽光発電施設を設置するものです。農地の区分は 2 種農地となります。  
番号 2、畑 500 m<sup>2</sup> は、使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号3、畑 819 m<sup>2</sup> は、所有権の移転を行い、太陽光発電施設を設置するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号4、畑 1,683 m<sup>2</sup> は、賃借権を設定し、既存工場の拡張を行うものです。農地の区分は1種農地となります。

なお、第1種農地については、原則転用不可であります。本申請については、農地転用の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号「既存の施設に隣接する土地に既存施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲での施設の拡張」に該当するため、申請の受付をしています。

番号5、畑 187 m<sup>2</sup> は、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号6、畑 211 m<sup>2</sup> は、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号7、畑 274 m<sup>2</sup> は、所有権の移転を行い、同時に取得する隣接の住宅の敷地として、駐車場及び菜園地とするものです。農地の区分は3種農地となります。

なお、この案件につきましては、譲渡人が既に一部駐車場として転用を行っているため、譲渡人からの始末書を添付させています。

以上、5条申請7件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください。調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次の7～9ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請7件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

後藤聖 申請が7件ありましたので、番号1、2を報告致します。6月24日に実施しました議案第29号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地  
委員 調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1は、所有権を取得し、太陽光発電施設として利用するものです。

申請地は6筆の畑で、現在は作付けを行っていません。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。なお、先般、農用地区域からの除外ができた農地になります。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在はトラクター等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。こちらも、先般、農用地区域からの除外ができた農地になります。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

藤 嶋 続きまして、番号3以降は私、藤嶋より報告させていただきます。

委 員 番号3は、所有権を取得し、太陽光発電施設として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は耕作を行っていません。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4は、賃借権を設定し、工場の増設を行うものです。

申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については申請地が基盤整備を行った農地であることや西側に15haほどの農地の拡がりがあり、1種農地に該当します。

先ほど説明がありましたが、原則転用不可ではありますが、南側に隣接する既存工場の規模の2分の1の範囲内での拡張であり、許可相当とするものであります。

一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号5は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、このたび区画整理事業が行われた土地になります。現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号6は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、このたび区画整理事業が行われた土地になります。現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号7は、所有権を取得し、駐車場及び庭園として利用するものです。

譲受人は、隣接する宅地及び住宅も同時に取得する予定です。申請地は1筆の畑で、自家用の果樹類が植えられているほか、一部が駐車場として既に使用されています。この件については譲渡人から始末書が提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請7件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、推進委員さんからの報告をお願い致します。第10地区の武氏推進委員さん。

武氏 第10地区の武氏です。

推進委員 番号1は、所有権を取得し、太陽光発電施設として利用するものです。

申請地と周辺は、道路と川に挟まれた細長い田んぼでしたが、現在では耕作されず木や竹などが茂っています。影響を及ぼすような農地も特になく、問題はないと思われます。

議長 次に第23地区、赤峰推進委員さん。

赤峰 第23地区、推進委員の赤峰です。

推進委員 番号2は、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。

申請地は譲渡人の自宅の上にある畑で、息子さんである譲受人の住宅を建築するものです。周囲の畑は、荒れないように壽定さんがトラクター等で管理しています。周辺の農業には特に影響はありません。

議 長 続きまして、第5地区、平松推進委員さん。

平 松 第5地区、推進委員の平松です。

推進委員 番号3は、所有権を取得し、太陽光発電施設として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は耕作を行っていません。両側は宅地になっており、奥には畑がありますが通路は確保しており、周囲の農業に影響はなく、問題はないと思われます。

議 長 次に、第21地区、姫嶋推進委員さん。

姫 嶋 第21地区の推進委員、姫嶋です。

推進委員 番号4ですが、周りはすでに工場地帯となっており、地区の排水路等、近くの景観を損なうこともなく、問題はないと思われます。

議 長 続きまして、第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。番号5、6、7について報告致します。

推進委員 番号5は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

番号6は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地はそれぞれ1筆の畑で、このたび区画整理事業が行われた土地になります。周囲では住宅の建築がすでに進んでおり、特に周辺の農業に問題になることはないと思われます。

番号7は、所有権を取得し、駐車場及び庭園として利用するものです。

申請地は住宅地の中にある1筆の畑で、周りの農地も特に利用はされていません。周辺の農業への影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第30号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 10ページをお開きください。

議案第30号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和3年7月6日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、畑 687㎡ の土地については、昭和60年頃より耕作されず、山林原野化した土地となります。チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な土地に該当し、(ア)から(オ)の要件を満たしている土地となります。

番号 2、畑 396 m<sup>2</sup> の土地については、昭和 30 年頃より住宅への進入路他、敷地の一部として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 3、田 42 m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計 246 m<sup>2</sup> の土地については、昭和 51 年頃より宅地として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

申請地は次の 12 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 30 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 30 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 31 号 議決の抹消について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 13 ページとなります。

議案第 31 号 議決の抹消について、令和 2 年 8 月 6 日、議案第 45 号で議決のあったものについて取り下げ願いが提出されたので抹消するものとする。

令和 3 年 7 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、田 330㎡ 外1筆 合計660㎡ について、申請の内容は、資材置場、令和2年8月6日の議案第45号農地法第5条の規定による許可申請についてとなります。

取消理由は、「経営環境の変化等により、資材置場を必要としなくなったため」とのことです。令和2年8月6日付で発行した農地法第5条の許可書は「取下げ願い」に添付され、返却済です。

以上、議決の抹消1件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

藤嶋委員 これは転用を断念ということですが、今現状は田に復旧できる状態なのですか？

首藤主幹 今、スクリーンに映している写真が現在の状況なのですが、昨年8月の時点で実際、耕作が長年されていないような状況でした。奥にアパートが見えるわけですが、申請地の2筆がすでに宅地に取り囲まれている状態でありまして、ここについては耕作を再開するという状況はないのではないかと思います。

藤嶋委員 わかりました。

議長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 31 号 議決の抹消について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 31 号 議決の抹消については、原案どおり承認することに決定致しました。  
次に議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 15 ページとなります。  
議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 3 年 7 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 6 号）「令和 3 年 7 月 6 日公告予定」になります。1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は令和 3 年 6 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。説明については 1 ページの中段やや下の合計欄で説明します。

田については、12,803 ㎡ 26 筆、畑については、22,418 ㎡ 22 筆、合計面積は 35,221 ㎡ 48 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 16 名に対して、借り手は 6 名となります。

なお、各筆明細につきましては、4 ページから 7 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 3 年 7 月 6 日公告予定の農用地利用集積計画（第 6 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 33 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 16 ページです。

議案第 33 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和 3 年 7 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 別冊の農用地利用配分計画案で説明致します。

1 ページ、2 ページを一括で説明しますので、ご覧ください。

4 名の方がそれぞれ所有する畑、8 筆 合計 13,866 m<sup>2</sup> を配分するものです。農用地の所在は 3 ページに掲載しています。

次に 4 ページ、5 ページを一括で説明します。

2 名の方がそれぞれ所有する畑、6 筆 合計 7,012 m<sup>2</sup> を、配分するものです。農用地の所在は 6 ページに掲載しています。

次に 7 ページを説明します。

3 名の方がそれぞれ所有する畑、11 筆 合計 4,273 m<sup>2</sup> を、配分するものです。農用地の所在は 8 ページに掲載しています。

なお、農用地貸付調書に詳細を掲載していますのでご覧ください。以上、5 件の配分計画について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 33 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 34 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 17 ページとなります。

議案第 34 号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので提案する。

令和 3 年 7 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 内容につきましては、主管課が農林振興課となりますので、詳細につきましては農林振興課の担当より説明をしてもらいます。

山 本 農林振興課の山本です。農振除外、箇所番号 1 について説明します。

副主幹 転用者は現在、市外の賃貸住宅に住んでおります。一般住宅を新築するにあたり、土地を探していたところ、申請地以外の場所も検討したが、条件に合わず、当該地が最適と考え選定されたものであります。当該地の登記地目は畑であるが、長年耕作されておらず雑草が生い茂る空き地と

なりましたが、現在は草刈りで管理をしており、耕作はされておられません。申請地は集落の一角であり北側は宅地であり、西側の隣接農地は耕作放棄地となっています。以上のことから今後も集団的な農地利用は見込めないものと認められ、農用地利用計画の変更(除外)についてはやむを得ないものと考えております。

箇所番号2について説明致します。

転用者は分譲住宅用地の新設を検討しております。申請地以外の場所も検討しましたが、条件に合わず、当該地が交通の利便性や日当たり、風通し等の居住環境の側面と、高台であることから、津波等の自然災害リスクを受けにくいと判断され、選定されたものであります。申請地の登記地目は田及び畑であります。田としては利用されておらず、現在は所有者が果樹栽培をしています。しかしながら高齢のため、耕作が難しく、後継者もいないような状況です。傾斜地であって耕作条件が不利であるため、今後も集団的な農地利用は見込めないものと認められ、農用地利用計画の変更(除外)については、やむを得ないものと考えられます。

箇所番号3についてですが、箇所番号2のすぐ下の土地となります。

転用者は事業拡大に伴って資材置き場及び駐車場用地の拡幅を検討しています。申請地以外の場所も検討しましたが、条件に合わず、当該地が既存の資材置き場に隣接しており、効率性の観点から最適であると判断され、選定されたものであります。

当該地の登記地目は田及び畑であります。資材置き場予定地は田としては利用されておらず、所有者が果樹栽培をしています。所有者は高齢となり耕作が難しくなっており、後継者もいないような状況です。駐車場予定地の畑は、長らく耕作放棄地となっており原野化しております。今後も集団的な農地利用は見込めないことから、農用地利用計画の変更(除外)については、やむを得ないものと考えられます。

以上です。

議長        それでは事前に現地確認をしていただいておりますので、担当地区の推進委員さんから報告をお願い致します。

佐藤清        推進委員の佐藤です。7月1日に現地調査を実施しました。申請地は畑ですが、長年耕作されておらず、草木が生い茂っている状態であります。  
推進委員    また、隣接は宅地、もう一方の隣接地も耕作されておられませんので、申請地を除外しても近隣のうちへの影響は最小限と考えられます。転用後は

一般住宅用地として利用するという事で計画の図面もすでに作成されており、農地転用の確実性もあることから、今後農振除外はやむを得ないものと考えられます。以上です。委員皆様の慎重な審議をお願い致します。

議 長 続きます、第2地区、首藤推進委員さん。

首 藤 第2地区の首藤です。7月1日に現地調査を行いました。申請地は現在、斜面の農地にカボスが栽培されていますが、周囲は、集团的農地利用はされておりません。申請地を除外しても近隣農地への影響は最小限と考えられます。転用後は、条件付き住宅用地として利用するという事で計画の図面も作成されており、農地転用の確実性もあることから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。

次に、箇所番号3についてですが、申請地の登記地目は田ですが、果樹が栽培されています。上の隣接地は箇所番号2の申請地で、下の隣接地は転用計画者の資材置き場用地となっております。周囲は、集团的農地利用はされておりません。よって、申請地を除外しても近隣農地への影響は最小限と考えられます。転用後は、資材置き場及び駐車場用地として利用するという事で、計画図はできており、農地転用への確実性もあることから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。以上、調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願い致します。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しましてこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤聖 箇所番号2、3というのは、続いたところにあるのですか。  
委 員

山 本 土地としては繋がっております。譲渡人は同じ方で、上のバイパスの方から途中まで分譲住宅用地、下の資材置き場に連なる1筆が資材置き場  
副主幹 ということで、それぞれ転用目的が別れているため、申請が2つになっています。

後藤聖 あまり場所がよくないですね。

委員

議長 今、後藤委員から場所的によくないと言われましたが、危険性があるようなところですか。

山本副主幹 場所はバイパスの先に同条件の分譲住宅用地がありますので、そのようなことはないのではないかという風に考えております。

議長 ただいまの説明で良いでしょうか。

後藤聖委員 はい。

玉田委員 箇所番号2の図面でいくと、赤の部分がバイパスにかかっているようになるのですが、上の問題です。

議長 事務局、赤の部分がバイパスにかかっているとされていますが。

山本副主幹 すみません、こちらの図面が航空写真に地番を重ね合わせたものになるのですが、その関係で歪みが生じてきれいに表示されていないのですが、バイパスに入り組んでいるということはございませんので、問題なく農地部分となっております。

議長 わかりました。他に何かございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 34 号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。